

平成 31 年 10 月より
消費税率は 10%に

消費税を取引先の会社から きちんと貰えてますか？

消費税転嫁対策特別措置法が施行されて、はや 4 年が経過しました。平成 31 年 10 月には消費税 10%への引き上げが予定されています。

この法律は、中小企業・小規模小売事業者等が取引先に商品などを納入する際、大規模小売事業者等が、減額や買ったときなどにより消費税の転嫁(消費税分を上乗せすること)を拒否することなどを禁止すること等を定めた法律です。消費税を取引価格に適正に転嫁することは、事業者の皆さまの利益を正しく守ることにほかなりません。

これまで中小企業庁では、ホームページに「消費税価格転嫁等対策」サイトを開設し、消費税転嫁対策の取組状況や隔月行われるモニタリング調査結果を公表するとともに、消費税転嫁拒否違反事業者については、厳格に対処してきました。これらの取組に加え、このたび、事業者の皆さまの「気づき」をサポートすべく簡易なチェックシートを作成し、消費税の適正な転嫁についてこれまで以上に普及啓発に努めることといたしました。

つきましては、添付のチェックシートをご確認いただき、消費税転嫁拒否行為が疑われる場合は、秘密厳守の電話相談窓口までご相談下さい。

●相談窓口 03-3501-1502~3

経済産業省 中小企業庁

消費税転嫁対策室（担当：山崎裕子、山田真一）

●ホームページ

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/shouhizeitenka.htm>

個人事業者・小規模事業者

消費税 転嫁対策

必見!

平成31年10月より
消費税率は10%に

消費税を取引先の会社から
きちんと貰えてますか？



経済産業省 中小企業庁 消費税転嫁対策室

電話番号 03-3501-1502,1503 FAX番号 03-3501-1505

所在地 東京都千代田区霞が関1-3-1 担当者: 山崎、山田(眞)

損をしないための チェックシート

こんなことが一つでもあったら
消費税をきちんと貰えていないかもしれないかもしれません！

中小企業庁の消費税転嫁対策室という処へ電話して相談してみては？

チェック

取引先企業から、消費税分を支払ってもらえない。

支払の際に、消費税分を差し引かれて支払われた。

税込みの取引で、消費税が8%になっても総額は変わらなかった。

消費税は8%払ってくれたが、値下げ要請をされた。

取引先の商品を買わないと、消費税を上乗せしないと言われた。

「免税事業者である」という理由で消費税を支払ってもらえない。